

薬生薬審発 0510 第 2 号
平成 30 年 5 月 10 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

医療用医薬品の有効成分の要指導・一般用医薬品への転用について

標記について、別添写しのとおり、日本製薬団体連合会会長宛て通知しましたので、その写しを送付します。





薬生薬審発 0510 第 1 号
平成 30 年 5 月 10 日

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課長

医療用医薬品の有効成分の要指導・一般用医薬品への転用について

厚生労働省では、セルフメディケーションの推進に向け、医療用から要指導・一般用医薬品への転用（スイッチ化）が望まれる成分について、要望を受け付け、「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」（以下「検討会議」という。）において、スイッチ OTC 医薬品とすることの妥当性を評価すること等により、国民のセルフメディケーション実施における選択の幅が広がる取組を進めています。

スイッチ OTC 医薬品の候補となる成分の要望については、平成 28 年 8 月から要望を募集しているところです。この度、平成 30 年 3 月 16 日に開催された第 4 回の検討会議の議論を踏まえ、下記に示す成分のスイッチ OTC 化の妥当性に関する会議結果を厚生労働省のホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144557.html>) に掲載しましたので、貴傘下製造販売業者等に対し周知方よろしく願いいたします。

記

	成分名	投与経路等
1	リザトリプタン安息香酸塩	経口
2	スマトリプタンコハク酸塩	経口
3	エレトリプタン臭化水素酸塩	経口
4	ナラトリプタン塩酸塩	経口
5	ゾルミトリプタン	経口
6	クリンダマイシンリン酸エステル	外用

7	ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル	外用
8	ヨウ素・ポリビニルアルコール	眼科用